

只見町地域包括型スポーツパーク基本構想

～まちづくりを見据えたスポーツパーク～
～地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して～

平成２６年３月

只 見 町

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3. 只見町の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
(1) 只見町の全体的な課題・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
(2) 災害に強いまちづくりへの欲求と安心・安全の生活の保証・・・・・・・・	P 4
(3) 少子高齢化と人口の激減による過疎化の進行（少子高齢化）・・・・	P 4
(4) 地域住民の健康づくりと医療費の削減（福祉・医療・体力低下）・・	P 5
(5) 若者の雇用と定住できる環境づくりの定着（雇用）・・・・・・・・	P 5
(6) 開かれた教育を求める声の高まり（人材育成・子どもの教育）・・	P 6
(7) 家庭や地域の教育力の低下（地域コミュニティの希薄化）・・・・	P 7
(8) スポーツ・体育施設の老朽化・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
(9) 生涯スポーツ・社会体育事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
4. 只見町包括型スポーツパークの必要性・・・・・・・・	P 9
5. 只見町包括型スポーツパーク基本構想の概要・・・・・・・・	P 10
6. 只見町包括型スポーツパーク基本構想のイメージ図・・・・・・・・	P 11
7. 既存の体育・スポーツ施設の活用・・・・・・・・	P 12
(1) 既存の体育・スポーツ施設の現状・・・・・・・・	P 13
① 只見町内のスポーツ施設の設置状況・・・・・・・・	P 13
② 只見町民体育館（旧只見中学校）・・・・・・・・	P 14
③ 只見町下野球場・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
④ 只見町下広場・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
⑤ 町民プール・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
⑥ つつじヶ丘運動場（多目的グラウンド）・・・・	P 17
⑦ ソフトボール場・・・・・・・・・・・・・・・・	P 17
⑧ 多目的活性化広場 亀岡サッカー場・・・・・・・・	P 19
⑨ 只見小学校体育館・プール・・・・・・・・	P 20
⑩ 只見中学校体育館（旧朝日中学校）・グラウンド・プール・・・・	P 21
⑪ 朝日小学校体育館・グラウンド・プール・・・・・・・・	P 21
⑫ 明和小学校体育館・グラウンド・プール・・・・・・・・	P 22
⑬ 旧明和小体育館・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23
⑭ 只見スキー場・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
8. 新たなスポーツ施設の基本方針・・・・・・・・	P 25
(1) 避難所機能を有した施設（体育館）の建設・・・・・・・・	P 25

（２）避難所機能を有した施設（体育館）の機能・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 6
（３）避難所に隣接する集会所機能を有したクラブハウスの整備・・・・・・・・	P 2 8
（４）浄水型屋内温水プールの施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 1
（５）外遊びや自然を活用した施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 2
（６）自然を活用したウォーキング施設や散策施設の整備・・・・・・・・・・・・・	P 3 4
（７）クロスカントリースキーコースの施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 5
（８）陸上競技場の施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 6
（９）室内運動場の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 7
（１０）体育・スポーツ施設設置に伴う合宿施設の整備・・・・・・・・・・・・・	P 3 7
（１１）新たな施設設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 8
（１２）施設整備に伴う経費の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 9
9. 施設の管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 0
（１）管理運営の工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 0
（２）指定管理制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 0
（３）ソフト事業の展開と人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 1
（４）規模や内容による適正な使用料の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 1
10. 設計参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 2
スポーツ施設配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 2
体育館平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 3
体育館側面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 4
室内プール・クラブハウス平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 5

1. はじめに

近年、多くの地方自治体は、少子高齢化社会の進展や社会的格差の拡大、教育改革などを背景に、地域コミュニティの希薄化、生活様式の変化による生活習慣病の増加、人口の減少、青少年の問題行動、子どもの社会性の低下、地域活力の低下などの社会問題が表面化しており、これらの社会問題への対応は、地域社会にとって重要な課題となっている。

「住んでよかった町」は、人間の中心的欲求を満足するための仕事や住居、移動手段、通信、コミュニケーションツールといった、インフラが整備されているだけでは十分とはいえない。それに加え、今まで以上に文化やスポーツ、遊びや娯楽のための魅力ある公共の空間が準備されていなければ、「住んでよかった町」といはいえない。また、人間の生活の質の改善は、人間全ての年齢層、すべての地域住民のための十分かつ時代になかったスポーツ空間が提供されてることが前提となる。

スポーツは、技能・体力の向上、心身の健康の保持・増進ばかりでなく、青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくり、地域コミュニティ形成など様々な役割を担ってきた。また、復興五輪を理念に掲げている、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、スポーツへの関心はいっそう高まってきた。今やスポーツは、私たちの生活に大きく影響を与え、なくてはならないものとなっている。

そこで、只見町地域包括型スポーツパーク構想は、東日本大震災や平成23年7月新潟、福島豪雨災害を教訓として、只見町の総合的な課題解決に向けた企画として取り組まなくてはならない施策であり、只見町はもとより、国、福島県を巻き込んだ施策として早急に取り組まなくてはならない重要な対策である。具体的な方策としては、緊急時の避難所機能を有したスポーツ施設を設置し、只見町をはじめとする奥会津の地域住民の安心・安全な生活の継続的な支援体制を整え、基本構想の施設が奥会津地域住民の健康維持や憩い

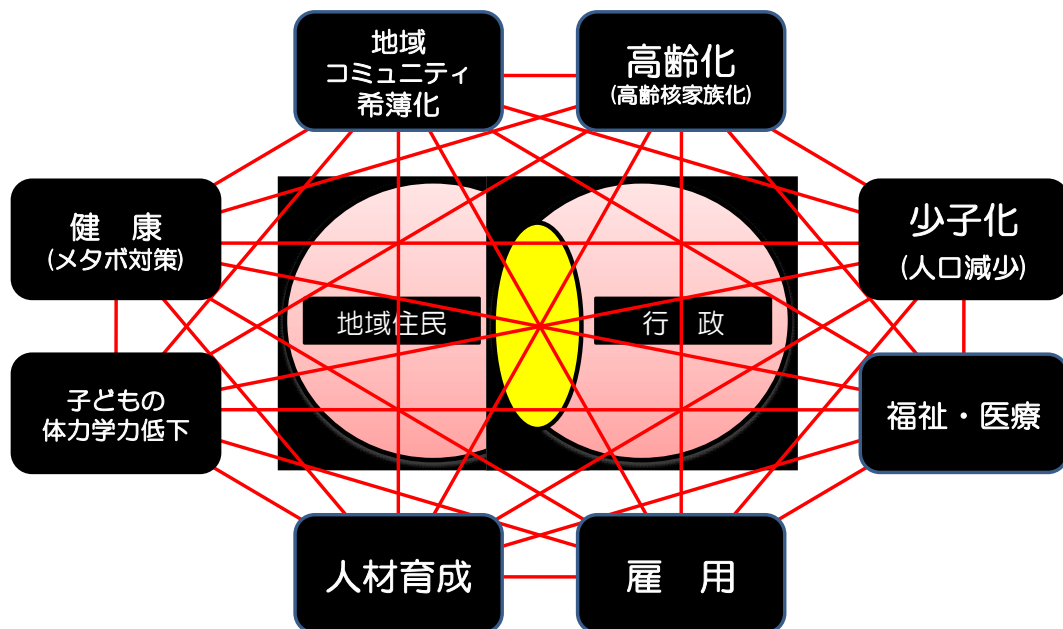
の場となり、さらにはスポーツ観光など、多くの場面で有効活用できる環境整備に取り組むことが只見町さらには奥会津の発展に繋がる企画であると考えられる。また、只見町地域包括型スポーツパーク基本構想は、只見町を拠点とした奥会津の中核的な役割を担うまちづくりに発展させ、一部の地域住民の利益ではない公的な利益となっていくことを考慮した基本的な考え方を示すものである。

2. 目 的

- (1) 只見町地域包括型スポーツパーク基本構想の実現により、地域住民の安心・安全な生活の支援体制を整える。
- (2) 老若男女の集いや出会いの場づくりに取り組み、地域住民の心と体の健康づくりの支援体制を整える。
- (3) 地域を生かした観光誘致による経済発展のしくみを整える。
- (4) 若者の雇用獲得のしくみを整える。

3. 只見町の現状と課題

(1) 只見町の全体的な課題



(2) 災害に強いまちづくりへの欲求と安心・安全の生活の保証

平成23年3月の東日本大震災や平成23年7月の新潟、福島豪雨災害では、激甚災害に指定されるほど、甚大であったことにより、安全・安心な生活が一変し、地域住民の災害に対する意識や安心・安全な生活への欲求が高くなった。

そこで、地域住民の安心・安全な生活環境整備に努めることと平行して、只見町の課題を明確にして、地域住民と行政の協働による課題解決への取組は、一刻も早く対応しなければならない。

(3) 少子高齢化と人口の激減による過疎化の進行（少子高齢化）

只見町の人口は、昭和45年には8,838人であったが、平成22年には4,932人と44,2%の減少率となっている。平成16年1月に国立社会保障人口問題研究所が発表した只見町の将来推計人口は、現在の社会情勢が大きく変わらないとすると、平成27年度における総人口は約4,500人と減少し、その減少率を考慮すると、平成32年には約4,000人、平成37年には約3,400人に減少することが予想され、人口の減少とともに町の活力低下が懸念される。

また、高齢化においても急速に進んでおり、深刻な課題としてとらえなくてはならない。昭和45年の高齢化率が10,1%であったが、平成22年には、41,3%と進んでいる。一方、少子化については、15歳未満の人口比率を見ると、昭和45年には19,9%であったが、平成22年には10,7%に減少していて、高齢化の進展と少子化傾向は只見町の地域の特徴でもあるといえる。

（４）地域住民の健康づくりと医療費の削減

（福祉・医療・体力低下）

只見町では、地域住民に係る医療費が年々増大している中、地域住民の健康増進・体力の向上を図り、地域全体を好循環させるとともに、医療費の削減に取り組まなくてはならない。

私たちが生涯を通して幸せに暮らすためには、健康であることが重要なポイントである。健康は生きる目的ではなく、生きるための資源であるという「ヘルスプロモーション」の理念に基づき、「自分の健康は自分で管理する」という意識の向上を図ることが大切である。そのためにも、日常生活からバランスのとれた食生活、適切な睡眠と休養、運動習慣の促進を図り、生活習慣病予防対策に取り組まなくてはならない。また、少子高齢化が急激に進む只見町では、高齢者が長く元気に暮らしていくために、身近な集会所などを活用した健康事業に積極的に取り組み、合わせて地域住民主体の健康づくり運動の促進活動への取組が重要である。

高齢者を支える若年層の健康づくりと生きがいづくりに取り組み、地域住民の健康づくりとコミュニティづくりの中心的な場所なる施設の整備が重要であり、只見町地域包括型スポーツパーク構想は、幼年期・若年期・中年期・高齢期のニーズにあった地域住民の健康をキーワードとした事業展開をする拠点となることができる施設になると考えられる。

（５）若者の雇用と定住できる環境づくりの定着（雇用）

少子高齢化が急激に進んでいる中、子どもの学力、体力、食育等への対応と、高齢者への対応は只見町に限らず日本全体の課題でもあるが、少子高齢化に対応するためには、２０歳代から３０歳代の若年層の力が重要となってくる。現在只見町では、年少人口と老年

人口を支える生産年齢人口（若年層）が総人口の約４５％と少なく、平成３２年には４０％を下回ることが想定されていることから、若年層の人口を増加させることが今後の只見町を活性化を図るためにも重要なポイントとなる。しかし、只見町には若年層の世代が働くことができる魅力ある職業・企業が少なく、雇用として成り立っていないのが現状である。そこで、少子高齢化対応の最善策として、若年層の世代が夢を抱けるような雇用の創出、まちづくりに取り組むことが求められる。

只見町地域包括型スポーツパーク構想は、若年層の世代の雇用創出につながる事業展開が期待できる構想である。

（６）開かれた教育を求める声の高まり（人材育成・子どもの教育）

少子高齢化が急激に進み、生産年齢人口が減少している只見町においては、未来の只見町を担う子どもの育成は近々の課題であり、地域全体の責任と役割であるといえる。また、子どもの教育を支える教員の人材育成と学校教育の環境整備は、地域としての役割でもあり、地域全体で学校を支えるしくみづくりに取り組むことが必要である。

一方、現代の子どもたちを取り巻く学校の環境は、学力向上への対応、体力向上への対応、情報化社会への対応、子どもの性犯罪への対応、いじめ問題への対応と、学校だけでは対応できない課題や問題が発生しており、地域全体で対応していくことが望まれている。

只見町地域包括型スポーツパーク構想は、開かれた教育の実現のために、地域と学校が協働、連携した、子どもの教育と人材育成につながる事業展開が期待できる構想である。

(7) 家庭や地域の教育力の低下（地域コミュニティの希薄化）

家庭はすべての教育の原点ともいわれ、基本的な生活習慣、倫理観、自制心や自立心などの人格形成は、子どもが体験する初めての社会であって家庭によって培われる。しかし、現代社会は、産業構造の変化・少子化・核家族化が進んだことで、人命の尊さや社会生活を送る上でのモラルやしつけを家庭で学ぶ機会が欠如し、あわせて、子どものしつけに対する親の意識の低下やしつけができない親が増えてきていることといわれている。また、子どもを教育する親自身も、生活の多様化や情報社会の中、価値観の判断に迷い、子育てへの不安や悩みを原因とした幼児虐待などの親の教育に対する責任感の低下が社会問題化しており、子どもや子育てする親を地域社会で見守る体制や子育て支援の充実が求められている。

家庭教育で大切なことは、親が子どもに自分の考えをはっきり伝え、態度を明確に示すことであるといわれている。また、親に願うことは、「見つめる、信じる、躰ける」ことであるといわれている。それは、親自身が子どもが成長する上での座標軸だからである。したがって、軸となる親がぶれると子どももぶれることをしっかり認識しなければならない。その上で、親も様々な学習に取り組み、実体験を通して子どもと共に学習する姿勢を示しながら、社会の中での生き抜く力を身につけていくことが望まれる。

只見町地域包括型スポーツパーク構想は、地域コミュニティを形成するための地域の拠点となり、地域、学校、家庭そして地域の人々をつなぐことができる事業展開が期待できる構想である。

(8) スポーツ・体育施設の現状と老朽化

只見町の体育・スポーツ施設は、主に学校体育施設が多く、地域住民が活用する生涯スポーツ、社会体育施設としてのキャパシティ

（収容力）や人口比率を考慮した地域性からの空き状況等は、比較的満足いく施設となっている。しかし、冬期間が長く、冬期間の外での活動の制限や施設の老朽化等を考慮すると、町内の体育・スポーツ施設の環境整備は早急に行わなくてはならない課題である。

（９）生涯スポーツ・社会体育の現状と対策

地域のコミュニケーション不足など社会環境が変化する中で、住民の健康体力の保持増進、住民の連帯感の高揚、世代間交流、高齢化社会への対応など、近年生涯スポーツ・レクリエーションの推進の必要性が認識されるようになっている。また、年齢や体力、目的にかかわらず、いつでも、どこでも、誰もが楽しめるスポーツを通して、参加者が交流を深め、爽快感、達成感、連帯感など、精神的な充足感を得ようとする住民も増えてきている。このように、今日では、生涯スポーツ・レクリエーションの推進が重要な課題となっており、行政とスポーツ関連団体、学校、地域が連携協力し合い、気軽にスポーツを楽しむための環境づくりの体制整備が求められてきている。また、スポーツ人口拡大のために、住民が安心・安全にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、健康を増進することができる環境の充実を図っていく必要がある。

只見町においては、スポーツの概念は未だに競技スポーツ志向が根付いていて、文化としてのスポーツ活動、見るスポーツ、支えるスポーツ、聞くスポーツ、話すスポーツといった、スポーツを楽しむ取り組みに消極的である。また、スポーツ活動は、多面において比較的専門性が高く、スポーツ指導者やスポーツをマネジメントする人材の育成が、今後の只見町の生涯スポーツ社会体育の振興へとつながると推測される。

只見町地域包括型スポーツパーク構想は、只見町の生涯スポーツ・社会体育の振興並びに課題解決に貢献できる事業展開が期待できる構想である。

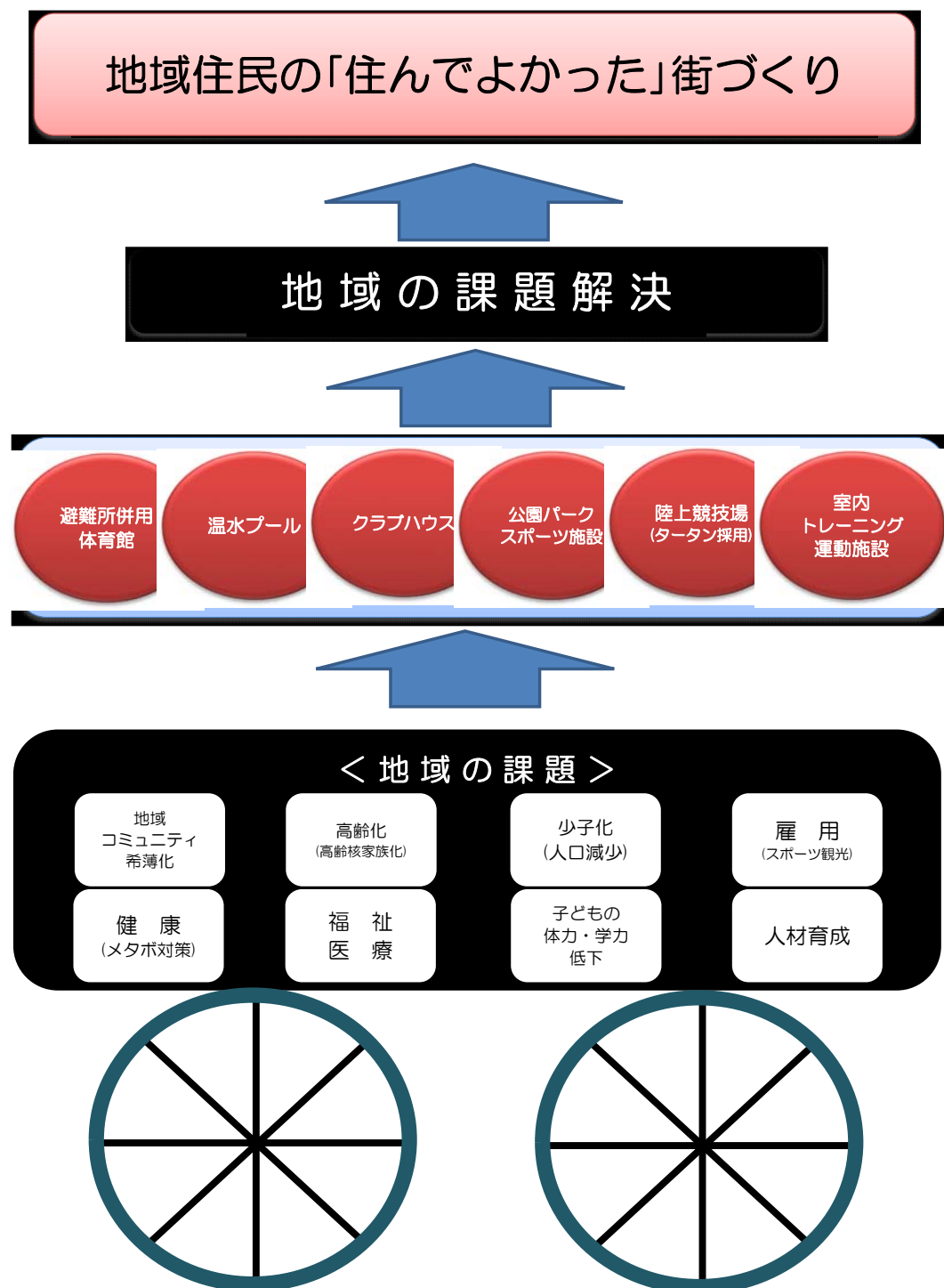
4. 只見町地域包括型スポーツパークの必要性

只見町の課題は、少子高齢化をはじめ、福祉・医療・体力低下・雇用・人材育成・子どもの教育・地域コミュニティの希薄化など、幅広い課題があることは、地域住民すべてが共通理解をしていると考えられる。しかし、その対応策としての取り組みは成果が現れず、人口の減少、若者の雇用問題、医療費増加においては、今もなお加速的に進展している。

そこで、只見町の課題解決のための抜本的な対応策として企画したのが、只見町地域包括型スポーツパーク構想であり、現在の只見町の課題を検証し、地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指した、スポーツを通じたまちづくり、それが、只見町地域包括型スポーツパーク構想である。

只見町地域包括型スポーツパーク構想の実現が、只見町の地域住民に好循環をもたらし、地域住民の心と体の健康の保持・増進のためのスポーツ施設として期待できる。

5. 只見町地域包括型スポーツパーク基本構想の概要



6. 只見町地域包括型スポーツパーク基本構想のイメージ図



7. 既存の体育・スポーツ施設の活用

文化としてのスポーツは、ただ単に体を動かすことや競争という競技的な活動だけではなく、するスポーツはもちろん、見るスポーツ、支えるスポーツ、聞くスポーツ、読むスポーツ、書くスポーツなどの楽しむスポーツに取り組むことであり、スポーツを楽しむことで人間を豊かにしてコミュニティをより深いものにしてしていく機能がある。また、スポーツは心と体の健康のためにも、日常生活に欠かすことができない機能がある。さらには、スポーツをキーワードとした観光への取り組みによる好循環も期待できる。しかし、文化としてのスポーツを最大限に楽しんだり、スポーツによる好循環をもたらすためには、スポーツ施設が整備されていることが条件となってくる。そこで、スポーツを楽しむ施設であったり、スポーツ観光への取り組みとして、既存のスポーツ施設に加え、新たな施設の設置が望まれている。

只見町の既存のスポーツ施設は、主に学校体育施設であり、文化としてのスポーツの観点ではなく、体育のための施設となっているのが現状である。多くの機能を有したスポーツ施設は、只見町の災害からの復興並びに地域住民の安心・安全なまちづくり、地域活性化、そして、地域住民の人材育成のためには重要なウエイトを占めていることから、只見町地域包括型スポーツパーク構想は、新たなスポーツ施設としての事業展開が期待できる構想である。

(1) 既存の体育・スポーツ施設の現状

① 只見町内のスポーツ施設の設置状況

只見町のスポーツ施設の多くは、学校体育施設を社会体育施設としての活用であり、文化としてのスポーツ施設となっていないのが現状である。また、学校体育施設であるため、施設の設置場所が只見町内に分散しているため、管理等に課題がある。さらには、文化としてのスポーツ施設は、活動するための施設に限らず、娯楽やコミュニティの施設として活用できることも望まれる。また、施設の維持等を考慮すると、ビジネスとしての施設であることも、経営の観点から考えなくてはならない条件である。

- ① 只見町民体育館（旧只見中学校体育館）
- ② 只見町下野球場
- ③ 只見町下広場
- ④ 只見町民プール（旧只見中学校プール）
- ⑤ つつじヶ丘運動場（ソフトボール場）
- ⑥ 多目的活性化広場（亀岡サッカー場）
- ⑦ 只見小学校体育館・グラウンド・プール
- ⑧ 只見中学校体育館・グラウンド・プール
- ⑨ 朝日小学校体育館・グラウンド・プール
- ⑩ 明和小学校体育館・グラウンド・プール
- ⑪ 旧明和小学校体育館
- ⑫ 只見スキー場



② 只見町民体育館（旧只見中学校）

- ① 建築年度（昭和 62 年：築年数 27 年）
- ② アリーナの広さ（1,005 m²）
（W 25 m × D 33 m × H 8.5 m）
- ③ バスケット（1 面） ② バレーボール（2 面）
- ④ バトミントン（4 面） ④ 卓球（4 面） ⑤ 照明設備（有）

築年数は 20 年を超えており、町民体育館ではあるが、本来中学校体育館であったことから、生涯スポーツ・社会体育での利用については、只見地区の施設としての活用が期待できる。冬期間の利用効率を考えると、暖房施設並びに床暖房の整備が必要である。（床暖房例：北塩原村体育館）

更に座席等の設備を整備するとホールの機能が確保される。

③ 只見町下野球場

①建設年度（昭和 5 4 年：築年数 3 5 年）	
②改築年度（平成 2 1 年）	
③グラウンド面積	計 1 0 , 9 3 7 m ² 内野部 2 8 7 3 , 5 1 m ² 外野部 8 0 6 3 , 9 9 m ²
④フィールド	両翼 9 0 m ² 中堅 1 1 5 m ²
⑤スコアボード	1 基
⑥舗装	内野：精黒土混合土 外野：粒度調整土
⑦外野フェンス	高さ 2 m クッション 厚さ 4 2 mm
⑧防球フェンス	1 塁側 高さ 8 m 3 塁側 高さ 1 1 m
⑨管理棟	2 階建て木造施設 築 2 0 年以上経過

野球場においては、5 年前に改築工事を実施したことにより、比較的整備されて施設となっている。しかし、野球場脇に設置されている管理棟については、築年数も相当経過し、使用環境はよいとはいえないことから、老朽化対応も含めて、改築または新築の対応が必要である。今後は、利用頻度の拡大を図ることが必要である。

④ 只見町下広場

①建設年度（昭和 5 4 年：築年数 3 5 年）	
②改築年度：照明施設設置（平成 1 3 年）	
③面積 2 0 , 3 3 6 m ²	④ソフトボール 2 面 ⑤その他 1 面
⑥表層仕上げ（土）	⑦照明設備（有）
⑧その他施設（トイレあり）	

町下広場においては、建設３５年が経過しているが、照明施設の改築が行われ、比較的整備されて施設となっている。しかし、施設の活用頻度としては、ソフトボールでの使用が多く、その他のスポーツ施設として使われることは少ない。今後の活用頻度の拡大を図るためにも正式なソフトボール場としての施設整備や只見町の最大のイベントでもある、雪まつりの会場として利用できる施設とするよう改築が必要である。

⑤ 町民プール

- | |
|---|
| ①建設年度（昭和６２年：築年数２７年）
②コース距離（２５ｍ） ③コース数（６コース）
④屋内外の別（屋外） ⑤種類（競泳） ⑥温水（無）
⑦飛び込み台（有） |
|---|

町民プールにおいても、築年数は２５年を超えており、町民プールではあるが、本来中学校プールであったことから、生涯スポーツ・社会体育での利用については、只見地区の施設としての活用が期待できる。しかし、夏の期間だけの利用となっていることや、濾過器の老朽化を考慮すると、室内プールを整備し、年間を通した活用を検討することが、高齢者の健康づくりにも活用できより効果が期待できる。また、学校プールの老朽化並びに活用状況を考慮しても、室内プールの整備は有効であると考ええる。



＜町下球場・町下広場・町民体育館・町民プール＞

⑥ つつじヶ丘運動場（多目的グラウンド）

- ①建設年度（昭和５６年：築年数３４年）
- ②面積（７，７８８㎡） ③野球１面 ④ソフトボール１面
- ⑤その他１面 ⑥表層仕上げ（土） ⑦照明設備（無）
- ⑧その他施設（トイレあり）

⑦ ソフトボール場

- ①建設年度（昭和５６年：築年数３４年）
- ②球場表層仕上げ（土） ③外野表層仕上げ（土）
- ④スコアボードの有無（有） ⑤照明設備（無）

つつじヶ丘運動場に設置されている施設は、野球、ソフトボール等の球技系の施設であり、主な利用者は地域住民のレクリエーション活動等の利用が多く、地域のスポーツ少年団等の活動の拠点が学校であり、施設の老朽化並びに立地条件から使用頻度は低い。しかし、施設を地域住民が使いやすい施設に整備し、新たな事業展開を企画することで、利用頻度を高めることができる施設である。特に、地域のレクリエーション活動や行事等で活用することができれば、利用頻度も高くなり施設としての価値がある施設となることを期待したい。



<つつじヶ丘運動場（多目的グラウンド）>

⑧ 多目的活性化広場 亀岡サッカー場

- ①建設年度（平成１０年：築年数２６年）
②面積（９，６７２㎡） ③サッカー１面 ④その他１面
⑤表層仕上げ（天然芝） ⑥照明設備（無）

多目的活性化広場、亀岡サッカー場は、福島県内でも数少ない天然芝生のサッカー場であり、サッカー施設としては評価が高い施設といえる。しかし、利用頻度は、冬期間の利用がないことと、サッカーという種目の特性からも利用頻度が低い状況にある。現在は、大学生の夏合宿等での利用されているが、合宿宿泊施設が整備され、戦略的な広報活動を行うことで、利用頻度が高くなることが期待でき、スポーツ観光誘致のための施設としてはかなり期待できる施設である。



＜多目的活性化広場（亀岡サッカー場）＞

⑨ 只見小学校体育館・プール

体育館：改築年度（平成 23 年：築年数 3 年）

プール：建設年度（平成 14 年：築年数 12 年）

体育館においては、改築 3 年であることから、生涯スポーツ社会体育施設としては十分機能している。しかし、冬期間の体育の時間の有効活用を考慮すると、暖房施設並びに床暖房の整備が必要である。（床暖房例：北塩原村体育館）

学校プールにおいては、10 年を超える築年数及び夏期間の利用頻度、経費、老朽化を考慮すると、室内プールを整備し、送迎による、年間計画に位置づけた水泳の授業を行うことが有効であると考え。特に、小学校においては、体育専門の教師が必ず配置されるとは限らないことから、地域のスポーツ団体と連携した指導者の配置も含めて授業展開することで成果が期待できると考える。



<只見小学校（体育館・グラウンド・プール）>

⑩ 只見中学校体育館（旧朝日中学校）・グラウンド・プール

体育館：建設年度（昭和 5 4 年：築年数 3 6 年）

改築年度（平成 1 9 年：築年数 7 年）

プール：建設年度（昭和 5 4 年：築年数 3 6 年）

改築年度（平成 1 9 年：築年数 7 年）

体育館においては、改築 7 年であることから、生涯スポーツ・社会体育施設としては十分機能している。しかし、冬期間の体育の時間の有効活用を考慮すると、暖房施設並びに床暖房の整備が必要である。（床暖房例：北塩原村体育館）

学校プールにおいては、建設 3 6 年を超える築年数及び夏期間の利用頻度、経費、濾過器の老朽化を考慮すると、室内プールを整備し、送迎による、年間計画に位置づけた水泳の授業を行うことが有効であると考ええる。

⑪ 朝日小学校体育館・グラウンド・プール

体育館：建設年度（昭和 5 4 年：築年数 3 5 年）

改築年度（平成 3 年：築年数 2 3 年）

プール：建設年度（平成 9 年：築年数 1 7 年）

体育館においては、築 3 5 年を越え改築 2 0 年は超えているが生涯スポーツ・社会体育施設としては十分機能している。しかし、冬期間の体育の時間の有効活用を考慮すると、暖房施設並びに床暖房の整備が必要である。

（床暖房例：北塩原村体育館）

学校プールにおいては、築年数 1 7 年であり、夏期間の利用頻度、経費、老朽化を考慮すると、室内プールを整備し、送迎による、年間計画に位置づけた水泳の授業を行うことが有効であると考ええる。特に、小学校においては、体育専門の教師が必ず配置さ

れるとは限らないことから、地域のスポーツ団体と連携し、指導者の配置も含めて授業展開することで成果が期待できると考える。



< 只見中学校・朝日小学校（体育館・グラウンド・プール） >

⑫ 明和小学校体育館・グラウンド・プール

体育館：建設年度（平成 4 年：築年数 22 年）

改築年度（平成 21 年：築年数 5 年）

プール：建設年度（平成 21 年：築年数 5 年）

体育館においては、築 20 年、改築後 5 年であり、生涯スポーツ・社会体育施設としては十分機能している。しかし、冬期間の体育の時間の有効活用を考慮すると、暖房施設並びに床暖房の整備が必要である。（床暖房例：北塩原村体育館）

学校プールにおいては、築 5 年であり、プール機能としては十

分であるが、夏期間の利用頻度、経費、今後の老朽化による修繕等を考慮すると、室内プールを整備し、送迎による、年間計画に位置づけた水泳の授業を行うことが有効であると考え。特に、小学校においては、体育専門の教師が必ず配置されるとは限らないことから、地域のスポーツ団体と連携し、指導者の配置も含めて授業展開することで成果が期待できると考える。

⑬ 旧明和小体育館

旧明和小学校の体育館並びにグラウンドにおいては、現在利用がないことと、老朽化並びに耐震等を考慮すると、使用不可という判断は否定できない。



<明和小学校（体育館・グラウンド・プール）旧明和小学校体育館>

⑭ 只見スキー場

只見スキー場は、福島県内でも有数の歴史のあるスキー場であり、地域住民の冬期間の活動の拠点としても役割を果たしていると考えられる。また、冬期間の地域住民の健康運動の場として、また青少年の健全育成の場としても果たす役割は大きい。しかし、経営的観点からの観客動員数は減少傾向にあり、施設の立地条件からも今後の集客は期待できない。

今後の只見スキー場のあり方を検証し、地域でのスキー場の活用並びにソフト事業の充実を図り、只見スキー場ならではの事業展開に取り組むことが期待される。



<只見スキー場>

8. 新たなスポーツ施設施設の基本方針

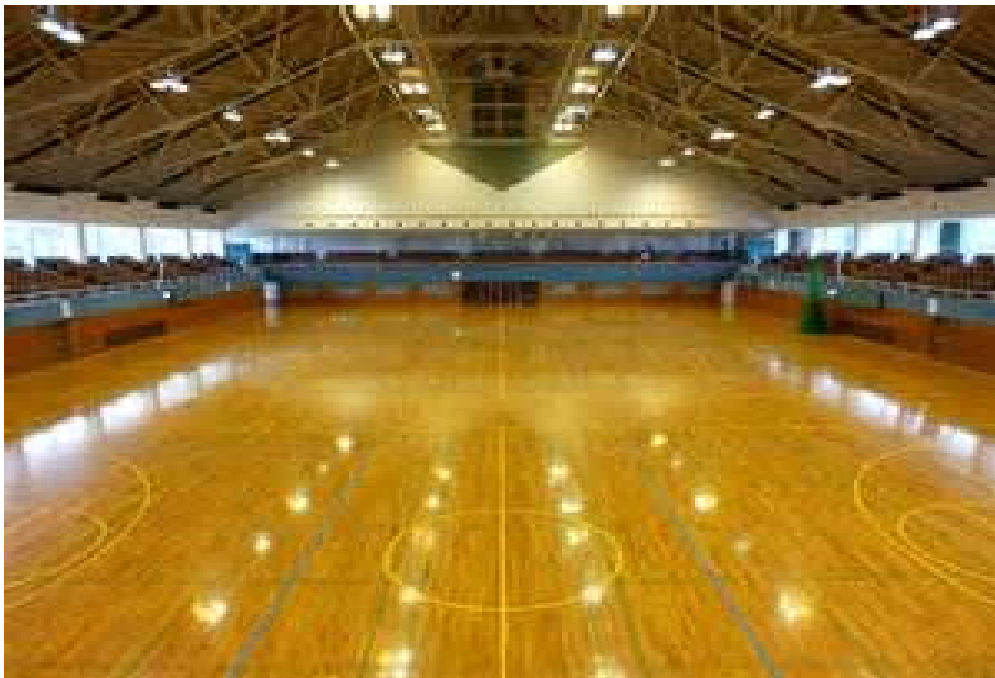
(1) 避難所機能を有した施設（体育館）の建設

- ① 避難所としては使用頻度が低いことから、使用しないときには、文化スポーツ施設として活用する。また、文化・スポーツ合宿誘致を行い、只見町の活性化を図る。
- ② 文化・スポーツ合宿機能が備わっている施設であり、省エネ等を考慮し、下記の施設を整備する。
- ③ 災害時避難所システムは、東日本大震災の避難の教訓から、体育館をシートで区分できるシステムを設置する。
- ④ 体育館を避難所とするためには、冷暖房完備の施設とすることが望ましいことから、温泉を利用した暖房施設や雪を貯蓄活用する冷房システムを活用する。
- ⑤ 災害時の拠点となるため、非常用電源を確保する。
(ディーゼル発電機設置)
- ⑥ 体育館屋上に、災害時、緊急時の活用できるヘリポートを設置する。
- ⑦ 防災備蓄倉庫の整備
- ⑧ サテライト災害対策本部の整備
 - ア 季の郷湯ら里周辺を拠点とした避難所の整備（温泉利用）
 - イ 避難所に隣接する集会所施設を整備し、災害、緊急時には、サテライト災害対策本部として機能する施設を設置する。
(日本スポーツ振興センタークラブハウス設置事業活用)

(2) 避難所機能を有した施設（体育館）の機能

< 第1 体育館(大体育館) >

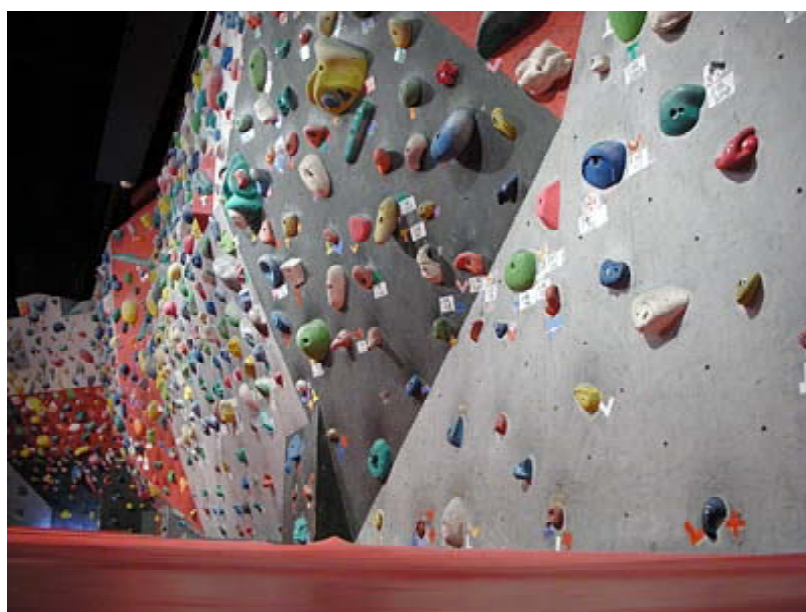
- | | | |
|---|-------------|-------|
| ① | バレーボールコート | 3 面 |
| ② | バスケットボールコート | 3 面 |
| ③ | フットサルコート | 2 面 |
| ④ | ハンドボールコート | 2 面 |
| ⑤ | バドミントンコート | 1 6 面 |
| ⑥ | 卓球台 | 2 7 台 |



< 体育館設置構想 >

<第2 体育館(小体育館)>

- | | | |
|---|-------------|-------|
| ① | バレーボールコート | 1 面 |
| ② | バスケットボールコート | 1 面 |
| ③ | フットサルコート | 1 面 |
| ④ | ハンドボールコート | 1 面 |
| ⑤ | バドミントンコート | 8 面 |
| ⑥ | 卓球台 | 1 8 台 |
| ⑦ | ボルダリング施設 | |



<ボルダリング設置構想>

< 体育館付随施設 >

- ① 事務室
- ② ミーティングルーム
- ③ 1階男女トイレ（事務室用）
- ④ 2階・3階男女トイレ（利用者用）

< 体育館付随設備 >

- ① 災害時避難所システム設置
- ② 雪を活用した冷房システム設置
- ③ 暖房システム設置
- ④ エレベーター設置
- ⑤ 観客席（600席）
- ⑥ トレーニング反復ビデオシステム設置
- ⑦ LED照明の設置
- ⑧ 太陽光・風力・水力発電システム設置
- ⑨ 非常電源装置設置（ディーゼル発電機）
- ⑩ 防災備蓄倉庫

（3）避難所に隣接する集会所機能を有したクラブハウスの整備

- ① 避難所に隣接する集会所施設を整備し、災害、緊急時には、サテライト災害対策本部として機能する施設を整備する。
（日本スポーツ振興センタークラブハウス設置事業活用）
- ② クラブハウスは、集会施設としての機能もあり、省エネ等を考慮し下記の施設を整備する。
ア 交流の場となり得ることや、緊急時の食への対応を考慮して、軽レストラン機能を備えた施設を設置する。
（スポーツ観戦バー機能含）

イ 室内トレーニング機能を備えた施設を配置する。



<室内トレーニング設置構想>

- ウ 会議施設を配置する。
- エ 研修室機能等を備えた施設を配置する。



< 会議室・研修室設置構想 1 >



< 会議室・研修室設置構想 2 >

- ③ クラブハウスを拠点とした町民サービスの提供
 - ア クラブハウスを拠点とした軽スポーツソフト事業の展開
 - イ 子ども、若者のニーズに応じたソフト事業の提供
 - ウ 高齢者への支援事業提供
 - 高齢者健康事業
 - 高齢者コミュニティ形成事業
 - 高齢者のプチ雇用
 - 高齢者ボランティアの活用（生きがいつくり）
 - 高齢者の農業産業の拡大

（４）浄水型屋内温水プールの施設整備

（日本スポーツ振興センター大型スポーツ施設設置事業活用）

- ① 地域住民の健康増進として機能する施設を整備する。
- ② 高齢者の健康増進と集会所として機能する施設を整備する。
- ③ 災害時にプールの水を緊急活用することができる浄水機能を有するプールとして機能する施設を整備する。
- ④ 町内の小中学校の水泳の授業を年間計画に位置付け、小学校で課題となっている指導者が確保され、充実した指導体制で授業が転換されることが期待できる。

（教育委員会、学校との連携）
- ⑤ 町民の健康増進が期待できる施設となり、それに伴い、医療費の削減が期待できる。
- ⑥ 温水プールでの専門職の雇用

（若者の雇用と若者のコミュニティ）
- ⑦ 温水プールでの夏季シーズン外の競技水泳合宿誘致



＜室内温水プール設置構想＞

(5) 外遊びや自然を活用した施設の整備

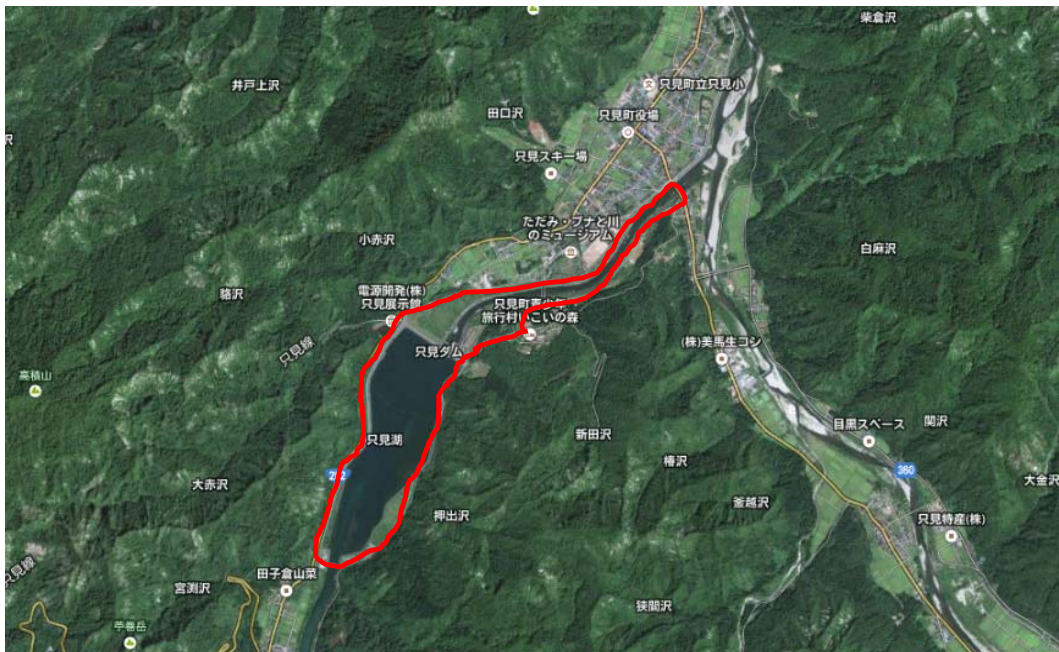
- ① サンド施設（サンドバレー・サンドフットサル）の整備
（東京オリンピック出場選手育成・強化施設としての整備）
- ② 公園パーク機能を有した散策コースの整備
- ③ 公園パーク機能を有したウォーキングコースやトレッキングコースの整備
- ④ ウォーキングコースやトレッキングコースでの長距離競技合宿誘致



<サンドバレーコート設置構想>

(6) 自然を活用したウォーキング施設や散策施設の整備

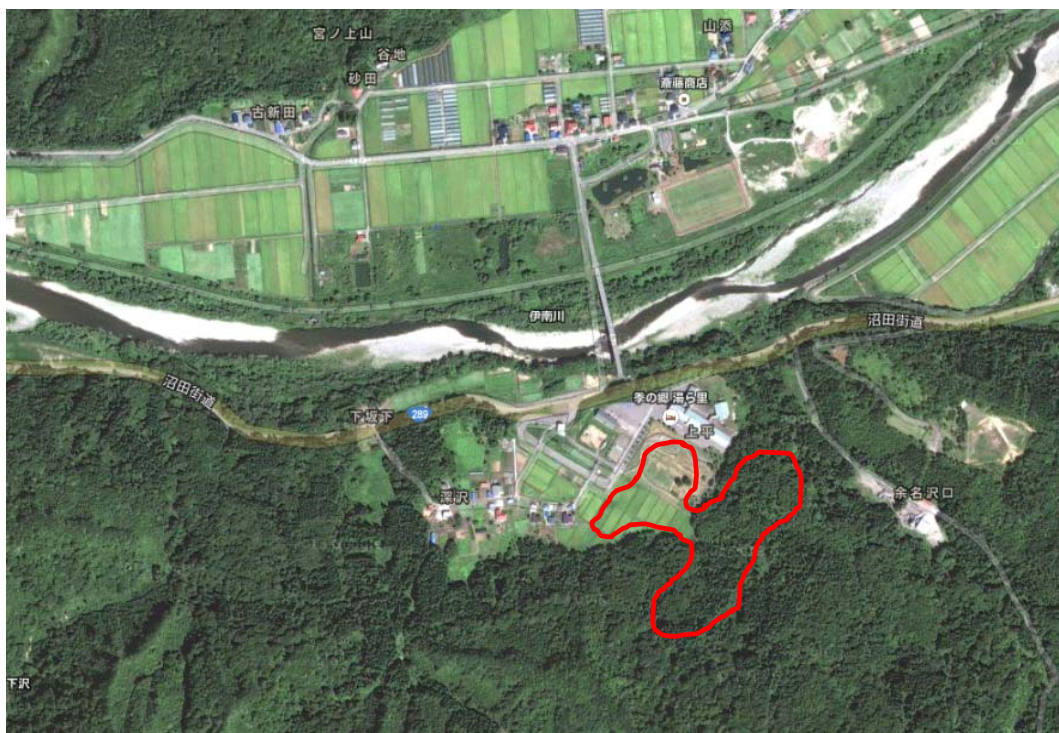
- ① 自然環境を活用した、散策コース、ウォーキングコースやトレッキングコースの整備
- ② 旅行村いこいの森施設を拠点とし、只見ダムの周辺を活用した、景観を楽しみながらの散策コース、ウォーキングコースの整備
- ③ 豪雨災害で被害のあった万代橋を、ウォーキングコースとして再建が必要である。



＜旅行村いこいの森を拠点としたウォーキングコース設置構想＞

(7) クロスカントリースキーコースの施設整備

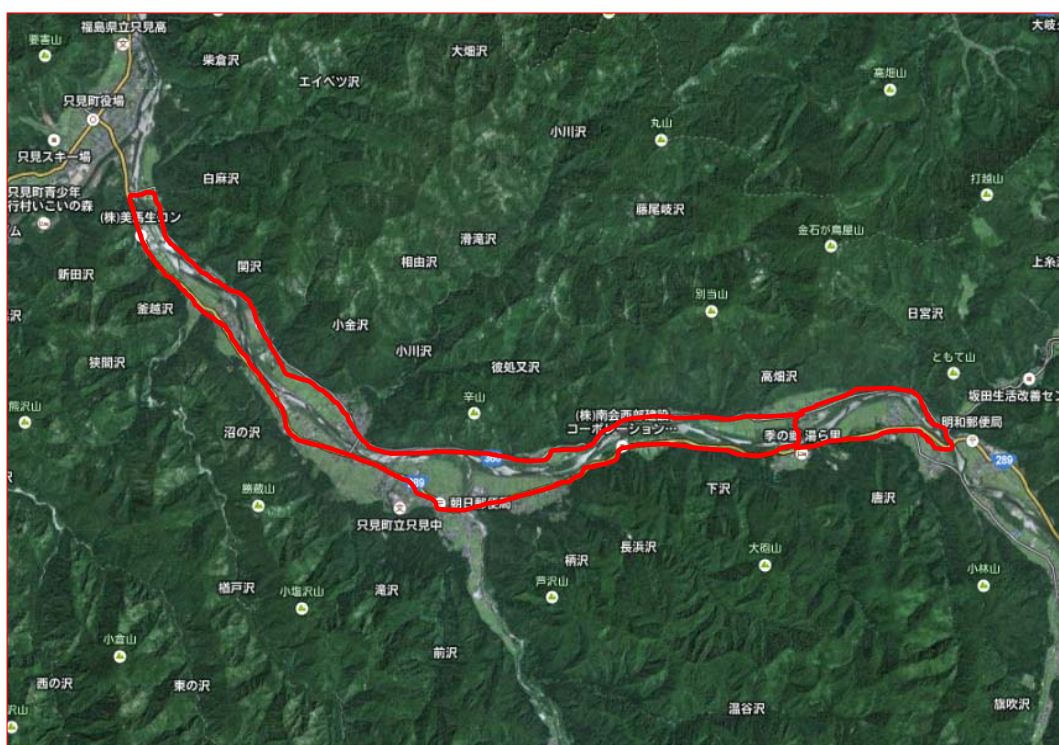
- ① 冬期間の地域住民の健康増進を目的とした、クロスカントリーコース等の施設の整備
- ② クロスカントリースキー大会開催や合宿、大会誘致
- ③ クロスカントリースキーコースの夏季間の利用として、陸上クロスカントリーコースとして活用し、長距離走合宿や旅行者の自然散策コースとして活用できるコース設計とする。
- ④ クロスカントリースキーコースを活用した冬期間の運動不足解消のための定期事業の展開による町民の健康維持・増進による医療費の削減が期待できる。
- ⑤ 障がい者スキーとの連携を図り、すべての人々にやさしいまちづくりの一端を担う



＜クロスカントリースキーコース設置構想＞

(8) 陸上競技場の施設整備

- ① 青少年の陸上競技による健全育成や地域住民の健康増進を目的とした陸上競技場の施設整備
- ② 陸上競技場の施設整備による、陸上競技、長距離走の合宿誘致や陸上競技大会誘致による只見町の好循環が期待できる。
- ③ 陸上競技場の施設整備による、ハーフマラソン等の大会誘致が期待できる。
- ④ 陸上競技場の施設整備による、サイクルスポーツ大会の誘致が期待できる。
- ⑤ 陸上競技場の施設整備による、地域住民の運動不足解消のための定期事業の展開による町民の健康維持・増進による医療費の削減が期待できる。



＜陸上競技場を拠点としたハーフマラソンコース設置構想＞

(9) 室内運動場の整備

- ① 地域住民の健康増進並びに青少年の活動促進、さらには、高齢者の活動促進を目的とした、室内運動場の施設整備
- ② 室内運動場の施設整備により、冬期間並びに雨天時の地域住民の運動不足解消期待できる。また、計画的な定期事業が展開がされ、町民の健康維持・増進による医療費の削減が期待できる。

(10) 体育・スポーツ施設設置に伴う合宿施設の整備

体育・スポーツ施設を整備すると同時に、ソフト事業の充実と収益採算ベースを考慮し、施設の稼働率を高める手段として、スポーツ合宿誘致を積極的に行う必要がある。交通の事情が発達している時代において、遠方であるという理由で施設を利用しないことはなく、合宿できる環境が整備されていることと、それぞれの団体のニーズにあった合宿施設が整備されていれば、合宿誘致は現実的である。合宿施設の整備に当たっては、利用者のニーズや町内体育・スポーツ施設の現状や設置・整備計画も含めた調査等を実施し、合宿できる環境をしっかりと整えることのも重要なポイントとなる。

- ① 指導者を配置した合宿受け入れ体制の確立
 - ア 種目別の指導者を施設で雇用し、施設管理と同時に指導者としての役割を担う。
 - イ 指導者を雇用しての事業展開は、地域の青少年並びに各小中学校の指導者としても成果が期待できる。
- ② 合宿環境が整っている合宿施設の整備
 - ア 宿泊キャパの確保されている施設
 - イ 食育環境が整備されている施設

ウ サービスに見合った合宿価格が設定されている施設

エ 送迎体制が整備されている施設

③ 季の郷湯ら里を拠点とした宿泊施設の整備

ア 宿泊キャパの低い季の郷湯ら里の宿泊人数を増やすための施設を増改築し、宿泊稼働率を向上させる。

イ 現行の季の郷湯ら里の宿泊施設は継続させ、季の郷湯ら里の特徴は残しながらも、新たな宿泊機能を設置する。

ウ 季の郷湯ら里を合宿施設として増改築し、１００名から１５０名が合宿できる施設とする。

(11) 新たな施設設置場所

新たな施設設置場所の条件として、災害に対応できる避難所機能を有した施設設置を企画していることから、東日本大震災や新潟・福島豪雨の教訓をもとに設置場所を検討する必要がある。また、災害時のサテライト災害対策本部の機能を有する施設である条件であり、下記の条件を満たす設置場所を考慮すると、現在の季の郷湯ら里周辺が設置場所として条件を満たしていると考えられる。また、スポーツ施設の拠点であることや合宿誘致のための施設整備を考慮すると、季の郷湯ら里を宿泊施設の拠点として整備すると同時に、只見町内の旅館・民宿も合宿の受け入れ体制が整えることができるよう支援していくことも考慮しなければならない。

① 想定される緊急災害時に、被害が少ないことが想定される場所、並びに緊急災害に対応できる場所の選定

② 只見町全域において想定される災害に対応できる場所の選定

③ スポーツ合宿施設としての設置場所の選定

④ 地域住民の交流の拠点として活用できる設置場所の選定

(12) 施設整備に伴う経費の確保

- ① 避難所併用スポーツ施設への助成（国庫）
 - ア 災害に強いまちづくりをコンセプトとしたスポーツ施設の設置（国庫）
 - イ 省エネやエコ施設として機能するスポーツ施設の設置（国庫）
- ② スポーツ施設助成事業（日本スポーツ振興センター助成）
 - ア サテライト対策本部機能を有したクラブハウス整備事業
 - イ 大規模スポーツ施設等整備事業（温水プール）
- ③ 地域住民のスポーツ活動並びに交流活動に伴う医療費削減による事業費の確保
 - ア 避難所併用の体育館を活用した活動に伴う医療費削減による財源の確保
 - イ 温水プールを活用した活動に伴う医療費削減による財源の確保
- ④ スポーツ合宿（観光）誘致による収益の確保
 - ア スポーツ合宿による収入財源の確保
 - イ スポーツ合宿による雇用拡大による経済効果

9. 施設の管理運営

既存の施設を今までよりもっと効果的に活用し、施設利用の可能性を最大限に引き出すためには、整備を進めるだけでなく、管理運営の見直しなどを行いサービスの向上を図ることが必要である。また、施設を整備することにより、外部からの合宿誘致によるスポーツ観光導入を積極的に行うことができる。さらには、管理運営の見直しと併せて、サービスに見合う適正な使用料の設定が重要なポイントとなる。

(1) 管理運営の工夫

個人での気軽な利用など様々なニーズに対応するため、町民からの要望が多い室内プールやトレーニング施設などの充実、個人利用専用スペースや個人利用開放日の設定などを積極的に行い、町民の健康・体力づくりに役立てるとともに、施設の付加価値を高め利用率の向上を図ることが重要である。また、会議室などの空いているスペースについて、施設の管理運営上支障がない範囲で、健康・体力づくりのための積極的な活用を図ることが必要である。

(2) 指定管理制度の導入

多様化している町民ニーズに効率的に対応し、町民サービスの向上と経費の縮減を図るために、指定管理者制度の導入を進め、町と民間が協働し適切な管理運営を行うことが必要である。しかし、全ての施設に一律に導入するのではなく、民間委託や民営化に適する施設の選定や業務内容、費用対効果などを十分な検討が必要である。また、地域住民による自主管理ができる施設や利用

者が限定されるような専用施設においては、地域や利用者団体による管理運営について、体制や方法などの検討を進めることが必要である。

(3) ソフト事業の展開と人材育成

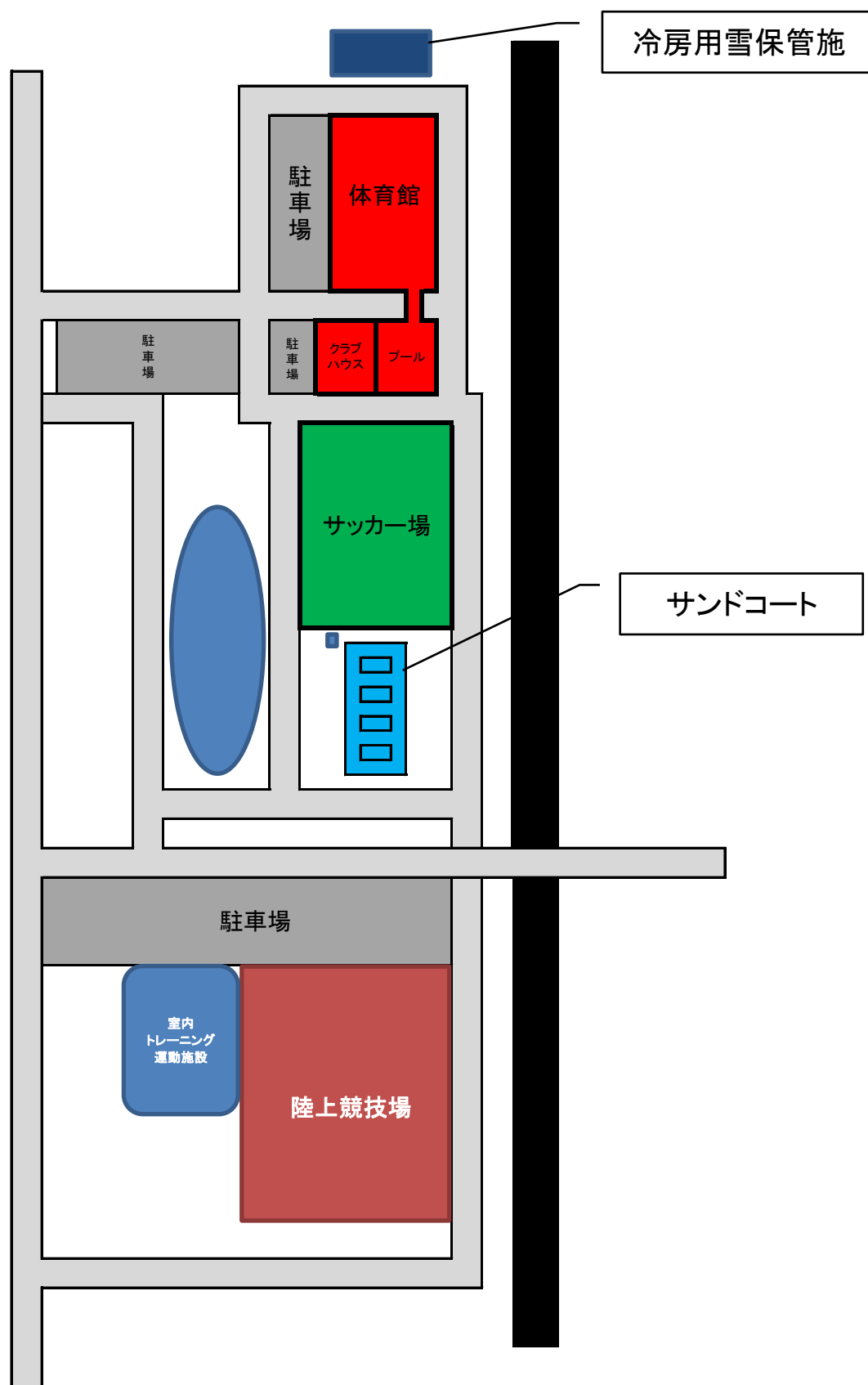
現在、町内の公共体育・スポーツ施設でのスポーツ教室等の開催状況は活発に行われている状態とはいえない。しかし、スポーツパーク構想の実現によって、合宿誘致によるスポーツ観光への取り組みと同時に、地域住民の健康増進やスポーツ振興を図り、すべての地域住民が参加できるソフト事業への取り組みとしくみづくりが必要となってくる。また、ソフト事業や施設の管理運営を行ううえで重要となる人材育成についても、地方自治体、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員などと連携しながら、施設整備と併せて進めていくことが必要である。

(4) 規模や内容による適正な使用料の設定

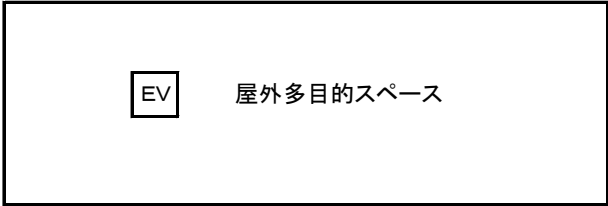
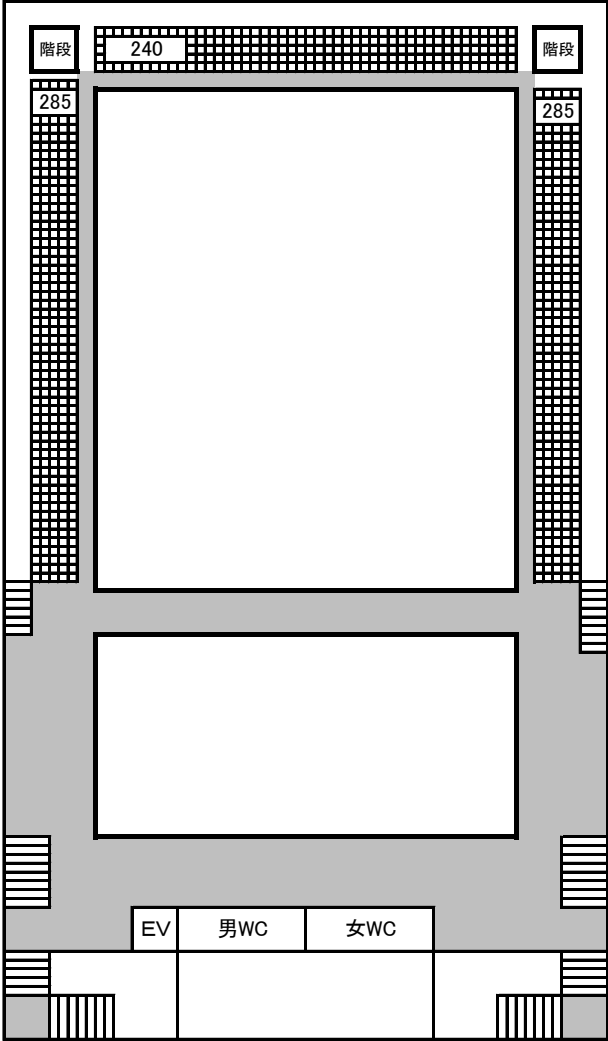
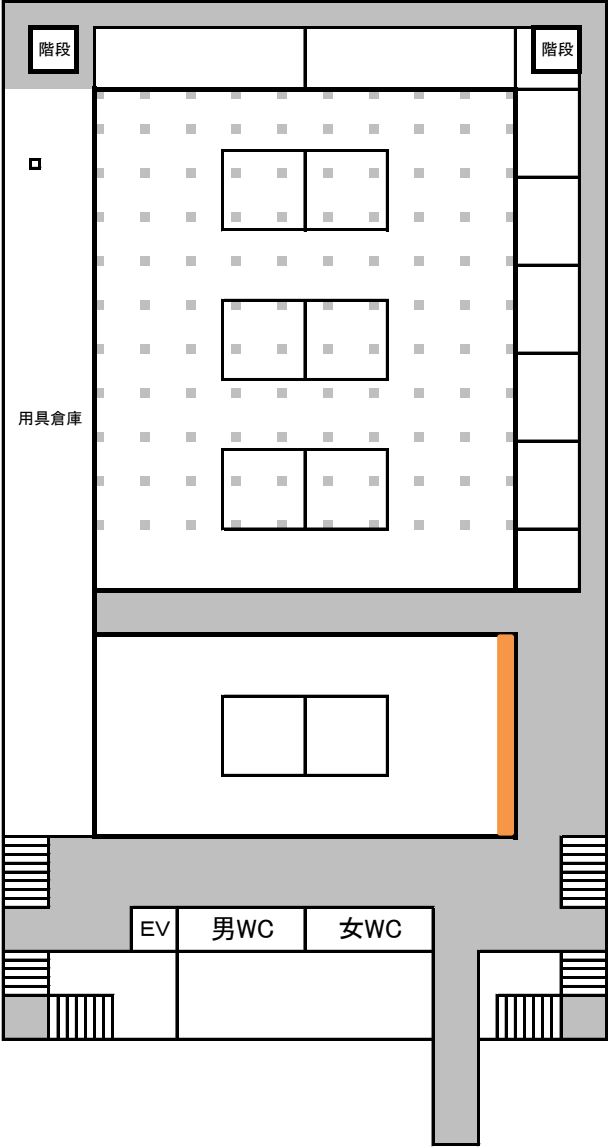
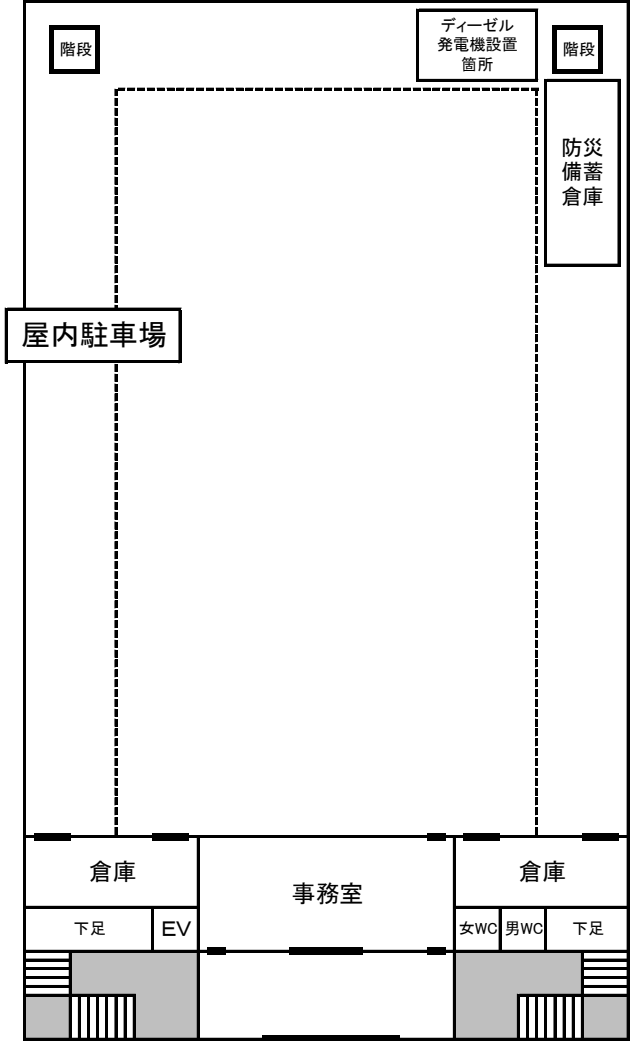
スポーツ施設を管理運営するには多くの費用が必要なため、施設利用者が使用料を負担をする受益者負担の考え方が原則となる。しかし、現在の施設利用に伴うサービスも無料であったり、使用料にバラツキがあるため、サービスに対する負担を公平に求めることが必要である。今までの利用実態や利用者の心情に配慮しながら、個人使用料の設定も含め、施設の規模や内容に見合う適正な使用料を設定する必要がある。また、使用料の減免基準についても、減免すべき団体や活動などを十分に検討し統一することにより、子どもたちや障がいのある方のスポーツ活動を積極的に支援していく必要がある。

10. 設計参考資料

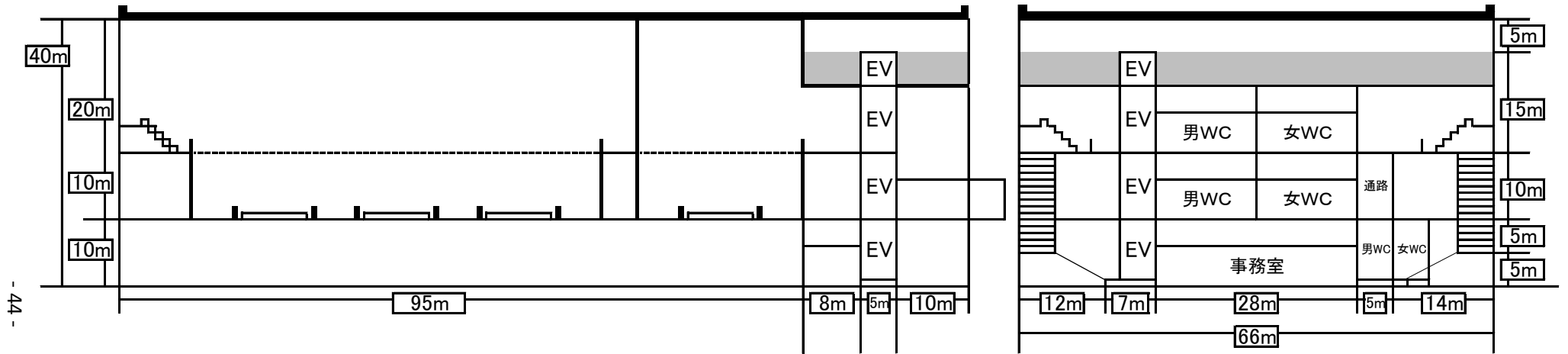
スポーツ施設配置図



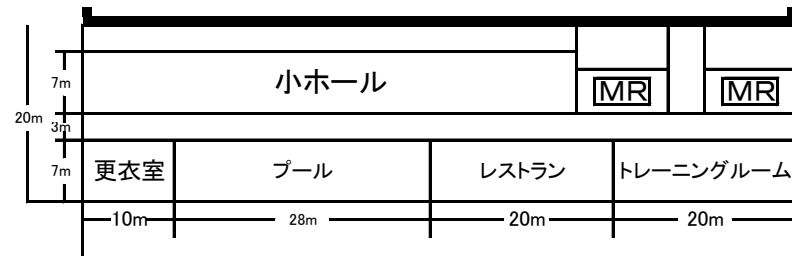
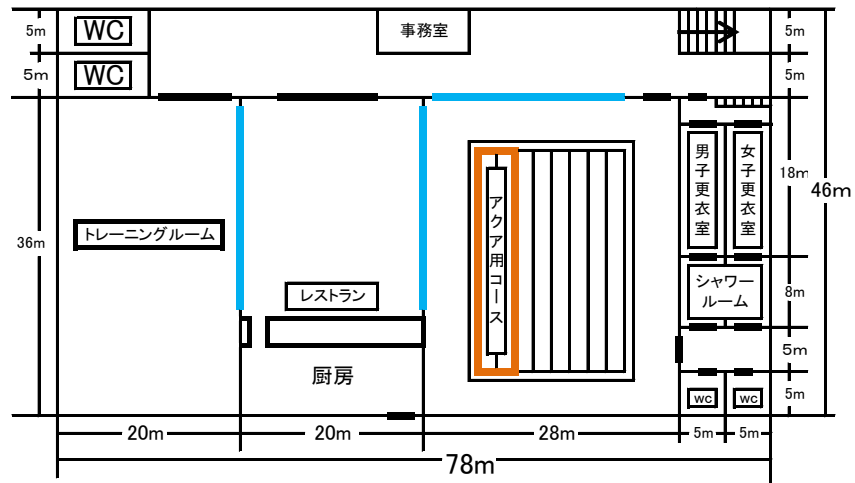
体育館平面図



体育館側面図



室内プール・クラブハウス平面図



- 45 -

